

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）

（別紙）

令和5年11月30日

小笠原村長 渋谷正昭

専決処分理由

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券事業を追加実施することに伴い、緊急に予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

令和5年度小笠原村

一般会計補正予算

(第5号)

(別紙)

令和5年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

令和5年度小笠原村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ18,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,762,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日

小笠原村長 渋谷正昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
17.国 庫 支 出 金		710,460	17,603	728,063
	2.国 庫 補 助 金	633,151	17,603	650,754
21.繰 入 金		612,778	897	613,675
	2.基 金 繰 入 金	612,335	897	613,232
歳 入 合 計		5,744,300	18,500	5,762,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02.総 務 費		1,432,882	18,500	1,451,382
	01.総 務 管 理 費	1,338,414	18,500	1,356,914
歳 出	合 計	5,744,300	18,500	5,762,800

令和5年度小笠原村
一般会計補正予算説明書
(第5号)

第1 歳入歳出予算補正

総括

(1) 歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
17. 国庫支出金	710,460	17,603	728,063
21. 繰入金	612,778	897	613,675
歳入合計	5,744,300	18,500	5,762,800

(2) 歳出

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正額財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国都支出金	地方債	その他		
2.総務費	1,432,882	18,500	1,451,382	17,603				897
歳出合計	5,744,300	18,500	5,762,800	17,603	0	0		897

歳入

款			
項	既定額	補正額	計
目			
17.国庫支出金	710,460	17,603	728,063
2 国庫補助金	633,151	17,603	650,754
1 総務費国庫補助金	92,887	17,603	110,490
21.繰入金	612,778	897	613,675
2 基金繰入金	612,335	897	613,232
1.財政調整基金繰入金	247,941	897	248,838
歳入合計	5,744,300	18,500	5,762,800

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2.総務管理費補助金		17,603	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,603
1.財政調整基金繰入金		897	財政調整基金繰入金増額分 897

歳 出

款 項 目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,432,882	18,500	1,451,382	17,603			897
1 総務管理費	1,338,414	18,500	1,356,914	17,603			897
1.一般管理費	958,694	18,500	977,194	17,603			897
				(国) 物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金		17,603	
歳 出 合 計	5,744,300	18,500	5,762,800	17,603	0	0	897

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
7.報償費		15,720	13 新型コロナウイルス感染症対策事業費
11.役務費		1,180	1 小笠原村民利用商品券事業費増額分
12.委託料		1,600	18,500 18,500